

審査基準

平成31年3月15日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第28条第5項
処分の概要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第4条第2項、第3項（営業内容の変更） 第9条（許可証の返納） 第28条第1項、第2項、第3項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第6条（廃業の届出） 第10条（死亡の届出） 第14条の2（許可証の返納）
審査基準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標準処理期間：25日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問い合わせ先：長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備考：